

舞 鶴 債 第 20 号
平成 29 年 5 月 30 日

舞鶴市議会議長
上 野 修 身 様

舞鶴市長 多々見 良 三
(公 印 省 略)

債権の放棄について
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成 25 年条例第 12 号)第 6 条の規定により放棄した債権について、同条例第 7 条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名称	件数	金額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
1	同和更生資金貸付金	1件	6,152円	債務者所在不明 (条例第6条第1号ア該当)	平成29年3月31日	市民文化環境部 人権啓発推進室 啓発推進課	
2	夏期歳末くらしの資金貸付金	1件	70,000円	債務者免責 (条例第6条第4号該当)	平成29年3月31日	福祉部福祉企画課	
3	旧公設市場施設 建物・土地賃貸料	1件	2,920,749円	債務者免責 (条例第6条第4号該当)	平成29年3月31日	産業振興部農林課	
合計		3件	2,996,901円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。

舞上お第31号
平成29年5月30日

舞鶴市議会議長
上野修身様

舞鶴市水道事業
舞鶴市長 多々見良三
(公印省略)

債権の放棄について
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成25年条例第12号)第6条の規定により放棄した債権について、同条例第7条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名称	件数	金額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
1	水道料金	52 件	747,982 円	債務者所在不明 (条例第 6 条第 1 号ア該当)	平成 29 年 3 月 31 日	上下水道部お客 様サービス課	
2	水道料金	8 件	65,252 円	少額債権 (条例第 6 条第 1 号ウ該当)	平成 29 年 3 月 31 日	上下水道部お客 様サービス課	
3	水道料金	1 件	133,758 円	相続人不存在 (条例第 6 条第 2 号該当)	平成 29 年 3 月 31 日	上下水道部お客 様サービス課	
合計		61 件	946,992 円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。

舞市病第31号
平成29年5月30日

舞鶴市議会議長
上野修身様

舞鶴市病院事業
舞鶴市長 多々見良三
(公印省略)

債権の放棄について
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成25年条例第12号)第6条の規定により放棄した債権について、同条例第7条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名称	件数	金額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
1	病院及び診療所の使用料等	36 件	1,659,346 円	債務者所在不明 (条例第 6 条第 1 号ア該当)	平成 29 年 3 月 31 日	市民病院管理部 総務課	
2	病院及び診療所の使用料等	1 件	22,580 円	相続人確知不可 (条例第 6 条第 1 号イ該当)	平成 29 年 3 月 31 日	市民病院管理部 総務課	
3	病院及び診療所の使用料等	40 件	247,813 円	少額債権 (条例第 6 条第 1 号ウ該当)	平成 29 年 3 月 31 日	市民病院管理部 総務課	
4	病院及び診療所の使用料等	1 件	163,650 円	債務者免責 (条例第 6 条第 4 号該当)	平成 29 年 3 月 31 日	市民病院管理部 総務課	
合計		78 件	2,093,389 円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。